

法人税

資本金 1 億円超 10 億円以下の法人も欠損金の繰戻し還付が可能に

資本金 1 億円以下の法人にしか適用できない「青色欠損金の繰戻し還付制度」について、特例により、資本金 1 億円超 10 億円以下の法人まで適用が可能となります。

主な要件	資本金 1 億円超 10 億円以下の法人（大規模法人の 100%子会社等を除く）
措置内容	青色欠損金の繰戻し還付制度の適用
対象期間	令和 2 年 2 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金

所得税、個人住民税

中止イベントのチケット代が寄附金控除の対象に

中止等された文化芸術・スポーツイベントについて、チケットの払戻しを個人が受けなかった場合に、その金額分を“寄附”として取扱う特例が設けられます。

主な要件	文化芸術・スポーツに係る一定のイベントの入場料等について、観客等が払戻請求権を放棄した場合（申告の際に一定の証明書が必要となる予定）
措置内容	放棄した金額が、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象（上限 20 万円）
対象期間	令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までに日本国内で開催する予定だったものであり、かつ、現に中止等されたもの

この措置は、個人住民税の税額控除の適用も可能となる措置が講じられます。

所得税、個人住民税、不動産取得税

入居期限に間に合わなくても住宅に係る減税適用は可能

新型コロナウイルス感染症の影響で、住宅ローン控除の入居期限に間に合わない場合でも一定の要件を満たせば、期限内に入居したものとして適用を受けることができます。

主な要件	新型コロナウイルス感染症の影響によって当初要件の入居期限に間に合わない場合で、一定の要件に該当し、かつ、一定期間内に入居した場合
措置内容	住宅ローン控除の適用が可能
対象期間	新築等の場合は令和 3 年分以後、中古住宅の半年以内入居要件の場合は令和 2 年分以後の所得税について適用



この措置は、個人住民税の税額控除の適用も同様に可能となる措置が講じられます。

なお、耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置についても、令和 3 年度末入居分までの特例措置として、同様の取扱いとなります。